

広島県告示第八百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年十月五日までの間、縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道東広島本郷忠海線	東広島市高屋町中島四三四番七地先から 東広島市高屋町中島三八〇番一、二地先まで	令和三年九月二十一日